

発議第10号

食料危機が迫る中、食料自給率向上のための施策を直ちに行うことを求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年6月14日提出

提出者 松伏町議会議員 吉田 俊一
賛成者 松伏町議会議員 平野 千穂

松伏町議会議長 増田 等 様

食料危機が迫る中、食料自給率向上のための施策を直ちに行うことを求める意見書

ロシアによるウクライナ侵略を機に、世界の食料品価格が高騰しています。国連が「第2次世界大戦以来の食糧危機」と警鐘を乱打するほどです。これからも気候危機などで農業生産は不安定で、世界の食料危機の長期化が懸念されています。日本における令和2年度のカロリーベースの食料自給率は過去最低の37%であり、食の海外依存の危うさは、いよいよ明らかです。

肥料、燃料、飼料も軒並み高騰しています。米価など農産物価格が低迷する中、「米つくってめし食えず」など、多くの農業経営者が窮地に陥っています。

政府は「経済安全保障」を強調しますが、食料の安全保障、国民の命を支える食料の自給率向上には一切言及していません。

そもそも農業は、国民の命と国土を守る土台です。農業を国の基幹産業と位置付け、農家の経営が成り立ち、後継者が希望を持てるように支援するのは国の責任です。EU諸国は、手厚い保護で農業をしっかりと守り、食料自給率を向上させています。日本には豊かな自然条件、高い経済力や農業技術など農業を多面的に発展させる条件があります。いま日本に求められるのは、農業経営への価格保障、所得補償などの支援を抜本的に強め、食料自給率を50%に引き上げることです。

よって政府においては、食料危機が迫る中、食料自給率向上のための施策を直ちに実行することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月14日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
財務大臣	鈴木俊一様
農林水産大臣	金子原二郎様
経済産業大臣	萩生田光一様
経済安全保障大臣	小林鷹之様